

久留米市福祉有償運送運営協議会
令和4年度 第2回 会議事録（要旨）

開催要領

- 1 開催日時：令和5年3月24日（金曜日） 10時00分開会 11時10分閉会
- 2 会場：市本庁舎3階 301会議室
- 3 出席者：委員10名
東委員（代理）・濱崎委員・坂井委員・永松委員・飛永委員
大石委員・森委員・吉田委員・宮原委員・青井委員
：長寿支援課4名（事務局）
野口課長・古賀補佐・大場主査・段野
障害者福祉課
下津浦補佐
- 4 欠席者：委員2名
豊福委員・奥村委員
- 5 傍聴者：なし

議事次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長及び副会長選出
4. 説明
 - （1）第1回会議での意見のポイント等について
 - （2）福祉輸送限定事業者、福祉有償運送等の違いについて
 - （3）福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について
5. 協議
 - （1）久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）の修正について
6. その他
7. 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 第1回久留米市福祉有償運送運営協議会での意見のポイント
- ・ 資料2 第1回久留米市福祉有償運送運営協議会議事録
- ・ 資料3 せたがや福祉移動サービス案内（抜粋）
- ・ 資料4 福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について
- ・ 資料5 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）

議事録

1. 開会

事務局より委員総数 12 名のうち出席 10 名で、「久留米市福祉有償運営協議会設置要綱」第 6 条にもとづき、会議が成立する旨の報告。

会議の公開について 会議内容を公開する旨の報告

会議の傍聴について 傍聴希望者なしの報告

2. 説明

(1) 第 1 回会議での意見のポイント等について、資料 1 (資料 2 は資料 1 の参考資料として配布のみ) を事務局より説明

(2) 福祉輸送限定事業者、福祉有償運送等の違いについて、資料 3 を事務局より説明

(3) 福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について、資料 4 を事務局より説明

○質疑応答

会 長：移動手段として様々なものがありますが、資料 3 せたがや福祉移動サービス案内にも記載されている一般タクシー、福祉ハイヤー、福祉ハイヤーにはタクシー業者が福祉輸送の限定事業者として行われているものがあり、今回のテーマとなっている福祉有償運送、介護タクシーと言われる福祉有償運送限定事業等の違いをご理解頂いたうえで、久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針について協議をしてもらいたい。この福祉輸送限定事業者、福祉有償運送の違いについてわからないところがあれば質問をお願いします。

副 会 長：福祉有償運送事業の場合、NPO 法人の会員に限られる会費の支払いに抵抗があり、入会しないと利用出来ないのであれば、事業が広がりにくいのではないか。

事 務 局：入会金等の実際の料金については法人によって様々である。

委 員：他の自治体では、入会金については大体千円前後くらいが多い。事務手数料として徴収しているケースが多い。

会 長：福祉輸送限定事業者としては、タクシー業者が実施しているもののほか、その他約 20 の事業者がある。この福祉輸送限定事業者により市内では、福祉輸送のカバーが出来ると思われるが、他の地域によっては福祉輸送限定事業者の利用が不便なところがあり、第 3 の手段として福祉有償運送事業が補完しているところもある。一方で、既存の事業者の営業への影響と、既存の事業者では担えない福祉的なサービス提供との兼ね合いを考慮して、この事業の運営指針の協議に入らせて頂きたい。

委 員：次の協議に関係してくると思うが、運営指針中の文言について、「資料 3 の 6 ページの公共交通機関の利用が難しい方を支援するため」とはどのような範囲になるのだろうか。

会 長：とても大切な視点である。協議にて議論を深めたい。

3. 協議

- (1) 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）の修正について、資料5を事務局より説明

○質疑応答

- 会 長：先ほど委員からご指摘の、運送の対象者をどうするのかという点や、前回の協議でのご意見を踏まえ対象者を事務局で整理したところ。この指針にご意見を賜りたい。
- 委 員：運送の対象は、道路運送法施行規則第41条で定められている。この施行規則で定められているため、条件を変えることは出来ない。ただし、平成21年国交省の通達により国のガイドラインによらないローカルルールの適用については、過度な制限が無い場合排除されないとされている。今回、この協議会で指針について合意がなされた場合は、協議内容の妥当性について持ち帰って検討をしたい。
- 副 会 長：対象者かどうかの判断は外見では難しい。利用できる条件にあてはまるのかを、誰がどこでどう判断するのか。より多くの方に多少の障害や認知機能低下がみられても利用してもらいたいという趣旨があるなら、この条件では使いづらい印象を受ける。例えば、障害者手帳の提示、車椅子の利用者等であれば外見で判断できるが、意思疎通の判断は困難である。
- 事 務 局：意思疎通の判断は、事業者が何らかのチェックシートを使って相手方に聞き取りを行うことを想定。事業者による適切な判断がなされているかは、事業者の更新が2年～3年で行われるが、その際にこの運営協議会を開催しチェックできると考える。
- 事 務 局：福祉有償運送対象者は会員登録が前提であり、会員登録の時点で要介護・要支援手帳の提示やチェックシートでの聞き取り、自己申告にはなるが、本人や家族への本人の状況の確認を通して、対象者となるのかを把握できると考える。
- 副 会 長：チェックシートはすでにモデルがあるのか。
- 事 務 局：この協議会でチェックシートの内容を定めることは出来ないと思うが、運輸支局に登録する時の意見書の中で、対象者としての条件を挙げ、その確認をすることを会員登録の条件とする。事業者はその内容を見て、チェックシートを作成し実施する。2、3年後の更新時にその確認をするといった流れを考えている。
- 委 員：福祉有償運送の対象者の会員登録がNPO法人等の団体前提なら利用のハードルが高い。
- 事 務 局：福祉有償運送の輸送サービスの利用者としての利用者会員登録であり、NPO法人等の団体構成員の会員登録が要件ではない。
- 委 員：チェックシートでの確認は客観的な視点が必要だが、本当に客観的にチェックが出来るか疑問。更新時の適性チェックも可能かどうか疑問。そもそも福祉有償運送の対象者限定は運営指針の修正前の内容で十分限定されていると思う。

会 長：今回 1 業者が福祉有償運送事業申請予定である。そもそも福祉有償運送事業が必要かどうかをもっと掘り下げて協議する必要があるのではないか。福祉輸送限定事業はタクシー業界が実施しており、また福祉輸送限定事業を実施している事業者がすでにある。前回提示できなかったが、約 20 事業者が福祉輸送事業限定として市内で事業を実施している。この事業者の実態把握を市としてできていない。すでに関わっている事業者の利用促進を図るべきではないかという意見もある。本当に、福祉有償運送の対象となる方をカバーできているか、また、福祉有償運送の必要性、対象者の制限について、議論を深める必要がある。

副 会 長：20 事業者というのは久留米市内か。

事 務 局：久留米市内には、福岡運輸支局からもらった資料では 19 事業者ある。それ以外にタクシーの中の福祉輸送限定事業は 7 者と聞いている。

事 務 局：福祉輸送限定事業者の中には介護サービスを一体的に提供している部分もあれば、介護等のサービスは一切行わず輸送のみとしているところもあると聞いている。

委 員：介護タクシーを利用したことがあり、利用した介護タクシーの運転手はヘルパーの資格があり、親切で大変利用しやすかった。実際に利用経験者としては、介護タクシーの周知をもっとした方がいいと思う。

委 員：久留米市では 613 名ほどのタクシー乗務員の中で、ヘルパー 2 級の資格所持者 35 名であり、全体の 5.7%。

副 会 長：アンケートで外出の際に移送サービスが必要なのは結果として出ているが、そのニーズに答えられているかのデータはあるか。

会 長：福祉輸送限定事業者 19 事業者の中で実態調査に協力いただけたところはあるか。

事 務 局：今後、介護サービスの提供、稼働率等の項目を設けたアンケート調査を郵送で行うことは可能とは思っている。

会 長：福祉輸送限定事業者の実態を整理した上で、それでもカバー出来ず福祉有償運送が必要かを判断することが必要である。

事 務 局：福祉有償限定事業者の全ての実態が分かっていないが、タクシー業者からの資料では福祉有償限定事業者の 9 台の稼働率は 2 割。コロナ禍前の平成 30 年で 3 割。他の事業者も同じかどうか不明だが、全体のヒアリングを通して障害者の方たちにはニーズがあると考えている。一方で、福祉輸送限定事業者を周知することで、カバー出来るかの実態調査の数値の基準をどこに置くか明確には出来ないと思う。

事 務 局：介護サービスを使われている方は介護タクシーを利用しているが、精神や知的障害者の場合は介護タクシーの利用はない。自立した生活を目指しているため介護サービスを受けておらず利用出来ない。一般就業が困難なため世帯収入が低くタクシー利用は難しい。その点も含めて議論の焦点にしてほしい。

会 長：福祉有償運送事業は、あくまで第3の手段としての考え方。総体的に色々な制度や事業者の中でカバー出来ないところがあれば、福祉有償運送を導入ということが前提になってくる。もう少し議論を整理する必要がある。

副 会 長：もし事業者にアンケートを取るのであれば、数値的なものだけでなく、自由記述でどういったところに限界を感じているか、最近の利用者の変化だとか、事業者の現状を併せて調査してほしい。

委 員：アンケートを実施するのであれば事務局の方で項目を作って、書面で委員に提示し意見を聞いたのち、実施した方が有効だと思う。

会 長：運営指針については久留米市の福祉輸送限定事業者の実態を踏まえて議論をしたい。

4. その他

事 務 局：次回会議は5月中になる予定。

委 員：今回申請予定の事業者が経営的に安定しているか、規模はどのくらいかということをお示ししていただきたい。過去（平成26年）に同様の事案があった際には2回目協議会の途中で辞退されたという経緯がある。

会 長：過去の経緯とこの協議会の運営指針と実際の申請があった場合の妥当性のチェックをして、運輸支局側に意見としてまとめて挙げるその過程を説明して欲しい。

事 務 局：前回申請があったのは市内で在宅介護を営んでいるNPO法人。移動の支援で利用者を行先に連れていくのに不都合があるので、福祉有償運送を希望された。しかし協議に時間がかかるのと、求められる内容に答えられないところもあり辞退。

事 務 局：まずは指針を決めて頂いて、指針に基づき個別の案件の対応をさせて頂こうと考えている。個別案件については、指針に基づき審査し協議会の意見書として、運輸局に示す予定である。

5. 閉会